

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月31日

【会社名】 キリンホールディングス株式会社

【英訳名】 Kirin Holdings Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 磯崎 功典

【本店の所在の場所】 東京都中野区中野四丁目10番2号

【電話番号】 03(6837)7015

【事務連絡者氏名】 グループコーポレートコミュニケーション担当
ディレクター 藤原 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中野四丁目10番2号

【電話番号】 03(6837)7015

【事務連絡者氏名】 グループコーポレートコミュニケーション担当
ディレクター 藤原 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

当社は、平成29年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額18,250,317,060円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月31日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、磯崎功典、西村慶介、伊藤彰浩、三好敏也、石井康之、有馬利男、荒川詔四、岩田喜美枝及び永易克典の9名を選任する。

第2号議案に対する修正動議

株主より、上記原案について、磯崎功典を取締役候補者から除外するよう修正動議が提出された。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)末時点の取締役9名に対し総額1億4,902万円(うち社外取締役4名に対し総額500万円)、当期末時点の監査役5名に対し総額1,725万円(うち社外監査役3名に対し総額375万円)の役員賞与を支給する。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額9億5,000万円以内(うち社外取締役分は年額8,000万円以内)、監査役の報酬額を年額1億3,000万円以内に改定する。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

社外取締役を除く取締役に対し、第4号議案に係る取締役の報酬額とは別に、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額2億5,000万円以内の金銭報酬債権として支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	6,879,838	4,263	14	96.35	可決
第2号議案 取締役9名選任の件					
磯崎 功典	6,809,624	74,484	0	95.37	可決
西村 慶介	6,822,467	58,287	3,354	95.55	可決
伊藤 彰浩	6,822,760	57,994	3,354	95.55	可決
三好 敏也	6,822,537	58,217	3,354	95.55	可決
石井 康之	6,820,410	60,344	3,354	95.52	可決
有馬 利男	6,835,101	49,007	0	95.72	可決
荒川 詔四	6,835,472	48,636	0	95.73	可決
岩田 喜美枝	6,834,548	49,560	0	95.72	可決
永易 克典	6,453,253	430,854	0	90.38	可決
第3号議案 役員賞与支給の件	6,545,622	338,545	64	91.67	可決
第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	6,842,044	37,014	5,209	95.82	可決
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件	6,780,640	103,510	50	94.96	可決

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の総数は9,108,894個であります。

2 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成

3 第2号議案につきましては、修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、修正動議が成立する余地がなくなったため、議決権数は集計しておりません。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書及びインターネット等による事前行使分の議決権の数並びに当日出席の株主のうち賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数の集計により、全ての決議事項は可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の意思表示の確認ができていない株主の議決権の数は加算しておりません。

以上